

インタラクティブ空間演習 (女子美術大学大学院)

「統辞規則と創造性」ほか

3章 「3. 記号と統辞」 pp.123-135
(2014-11-05)

池上嘉彦 著「III. 創る意味と創られる意味—意味作用をめぐる—」、『記号論への招待』

担当： 石井 拓洋
ishii05042@venus.joshibi.jp

2014

3章 「創る意味と創られる意味」

「3. 記号と統辞」 (pp.123 ~)

「コードにおける『意味論』的な規定と『統辞論』的な規定 pp.123 - 124

【記号論の3つの分野】 ※ そもそもの出典：W.モリス『記号理論の基礎』（1938）

- 意味論 semantics
「記号」とその「指示物」の関係について
- 統辞論 syntactics
「記号」と「記号」との結合について（統語論、構文論とも）
- 実用論 pragmatics
「記号」とその「使用者」の関係について（行為論とも）

(池上, 45)

「コードにおける『意味論』的な規定と『統辞論』的な規定 pp.123 - 124

【統辞論とは】 syntactics

- 「記号がどのような形で配列されてよいか」の問題
- ※ 例: 英語の5文型 SV, SVC, SVO, SVOO, SVOC
- すべての記号体系に「統辞論」的な規定があるわけではない。
- 例: ある種の鳥の鳴き声。「集まれ」、「散らばれ」の合図。
しかしそこに、記号としての「固有の配列の順所」はない。

(池上, 124)

「コードにおける『意味論』的な規定と『統辞論』的な規定 pp.123 - 124

【意味論あつての統辞論】

「記号体系によっては、さらにこの上に〔※ 意味論の上に〕、記号を一定の形に配列し、それによってもっと複合的な意味のまとまりを表すという仕組み〔※ 統辞論〕を備えている場合がある」

※ 「意味論」の存在が前提となって、「統辞論」が存在するという著者の考えが見られる (c.f. 132)。

(池上, 124)

「統辞の『外界』への依存度」 pp.124 - 127

【「統辞」が「外界」に依存する記号体系】

- 「統辞コード」(統辞論的規則) が存在しない記号体系
例) モールス信号、点字、鳥の鳴き声など。意味コード (意味論的規則) は存在。
- 他の言語表現における記号の配列をなぞっている
※ 例) モールス信号の "SOS" = ・ ・ ・ (S) , — — — (O) , ・ ・ ・ (S) .
- このような記号体系は意味論のみが問題となる

(池上, 125)

「統辞の『外界』への依存度」 pp.124 - 127

【「統辞」が「外界」に依存しない記号体系】

- ・ 極端に「統辞」が「外界」に依存しないと機能不全
 - 伝えたい内容 = 「カネ送れ」
 - 極端に外界に依存しない統辞コード = 「文字をアイウエオ順にメッセージ化」
 - 「カネ送れ」 (統辞コードをふまえて、) → 「オカクレネ」
 - 受信者: 「は?、丘? 暮れ?」 (解説不能 = 記号として機能不全)

「メッセージ作成のために利用された統辞コードが、、、解説においてまったく役に立っていない」

(池上.127)

「統辞の『外界』への依存度」 pp.124 - 127

【記号は外界との関連が必須】

「記号というのは、すべてそれ以外のものを指すという機能をもっているということから、それは必然的に何らかの形で『外界』と関連を持たざるを得ない。

「統辞コードもまた」『外界』から完全に〈独立〉したもの、、、ではなくて、〈自立〉したものとして捉えられなくてはならない」 (* 〈独立〉 - 〈自立〉の違い、?) (池上.127)

「言語の場合」 pp.127 - 128

【統辞が〈独立ではなく自立〉の例は「言語」に顕著】

- ・ 「太郎が花子をなぐる」
 1. 太郎の手が振りあげられる (太郎が)
 2. 手が空間を移動する (なぐる)
 3. 花子に手が到達 (花子を)

→ 出来事の順序として自然なのは、〈太郎〉 - 〈なぐる〉 - 〈花子を〉
- ・ 日本語の統辞コードは「自立的な再構成がおこなわれている」

極端に〈外界から独立〉したものでなく、〈外界に依存〉したものでない = 池上氏のいう「自立」的な統辞コード。

(池上.128)

「言語の場合」 pp.127 - 128

【統辞が〈独立ではなく自立〉の例は「言語」に顕著】

- ・ "Taro struck Hanako" 英語は外界依存の統辞コードか?
 1. 太郎の手が振りあげられる (太郎が)
 2. 手が空間を移動する (なぐる)
 3. 花子に手が到達 (花子を)

→ 出来事の順序として自然なのは、〈太郎〉 - 〈なぐる〉 - 〈花子を〉
- ・ しかし、英語の S+V+O もまた、全面的に外界依存ではない。

"transitive verb" (他動詞) において、いつも常に、
 〈主語なるものが発した行為が目的語に移行する〉という意味合いは成り立たない
 Taro received a blow (太郎は一撃をくらった) = SVOだが行為の方向がちがう。

(池上.128)

「メッセージの処理手段としての統辞」 pp.127 - 128

【統辞コードはメッセージ解説の効率を助ける】

- ・ 統辞コードは、受信者にとって解説の能率的処理を助ける

統辞コードがなければ、受信者はメッセージ解説のコードを得るために、無限の探究をおこなわねばならない。
- ・ 統辞コードは、相反する要件を同時に満たすことを要求する

1. メッセージ作成において、多くの統辞構造を生み出すこと
→ 内容の画一化をふせぎ、豊かに情報を伝えるために。
 2. しかし、規則の数はできるだけ少ないこと
→ メッセージ作成毎に規則が異なるとなれば、人間は覚えきれない。

(池上.129-130)

「『基底部規則』と『変形規則』」 pp.130 - 131

【統辞コードとしての「基底部規則」と「変形規則」】

- ・ 統辞コードの「基底部規則」

英語の5つの文型、それぞれのような、基本的な文型を定めた規則
- ・ 統辞コードの「変形規則」

「基本的な文型」をつくる「基底部規則」に変形を加えて文型をつくる規則

例) SVOが変形して、、、

 - ・ Did Taro strike Hnanako? (SVOに基づいて疑問文をつくる変形)
 - ・ Strike Hanako! (SVOに基づいて命令文をつくる変形)

(池上.131)

「分節と統辞規則」 pp.131 - 132

【「意味論」的な規定から、「統辞論」的な規定へ】

- 記号ならば、なによりもまず「意味論」的な規定が存在する
「『意味論』的な規定」= 「『記号内容』の規定」(c.f. 91)

「一つの記号の適用は一個の特定の対象(指示物)にだけ限られるのではなくて同じ価値を有しているとされる一連の対象(指示物)に適用されるように記号内容が規定されているのが普通である。その差異の『同じ価値』という点の規定が『意味』である。、、、[意味とは]『その記号(表現)が適用されるために対象が満たしているべき条件』と捉えることもできよう(91)

(池上, 131)

「分節と統辞規則」 pp.131 - 132

【「意味論」的な規定から、「統辞論」的な規定へ】

- 記号ならば、なによりもまず「意味論」的な規定が存在する

「分節と統辞規則」 pp.131 - 132

【「意味論」的な規定から、「統辞論」的な規定へ】

- 記号ならば、なによりもまず「意味論」的な規定が存在する
「『意味論』的な規定」= 「『記号内容』の規定」(c.f. 91)

「一つの記号の適用は一個の特定の対象(指示物)にだけ限られるのではなくて同じ価値を有しているとされる一連の対象(指示物)に適用されるように記号内容が規定されているのが普通である。その差異の『同じ価値』という点の規定が『意味』である。、、、[意味とは]『その記号(表現)が適用されるために対象が満たしているべき条件』と捉えることもできよう(91)

(池上, 131)

「分節と統辞規則」 pp.131 - 132

【※ 池上氏のここでの主張の「隠された前提」】

- ※ 「内容」から「形式」へとする前提の存在 (?)

「分節と統辞規則」 pp.131 - 132

【一方、内容規定の不明確な記号体系の統辞論は？(鳥の鳴き声の例)】

〈記号内容が明確に規定されていないものは、統辞も自立的に規定しえない〉

(池上, 132)

「統辞規則と創造性」 pp.133 - 134

【固有なる意味論・統辞論的コードは「虚の世界」を創る】

- 「意味論」的な規定は「虚の世界」を創り出す
- さらに「意味論」+「統辞論」的な規定となれば、「虚の世界」を創り出す力がますます強い。

「表示義」のレベルから「共示義」のレベルへ。さらに、「共示義」がさらなる「共示義」のレベルへ。このように「虚の世界」が作り出される(133)。

(池上, 132)

「意味」と「指示物」のダイナミックス, pp.98-101

記号は「**虚の世界**」を創り出す (p.101) **復習**
 「記号」がその「意味」によって「指示物」を訂正してしまう例

記号表現 「マンションあるよ」

記号内容 記号「マンション」=「快適な集合住宅」という「意味」

実際の「指示物」

「マンション」ならば、(快適)であるべき。「意味」によって「指示物」のイメージが訂正される。「虚の世界」が生まれる。

「虚の世界」のマンション

「記号内容」——「意味」か「指示物」か pp.88-92

記号内容としての「**指示物**」とは？

「記号表現が示す 特定の具体的な個体ないし事例そのもの」 (p.88)

(記号表現) 「鈴木太郎」

固有名詞的

(記号内容 = 「指示物」として)

特定の具体的な個体 鈴木太郎くん、そのもの

・ 記号表現としては限られたケース (p.90)
 ・ 記号使用者にとって、特に価値のある指示物に限られる (p.90)
 ・ 全て 固有名詞的記号であれば、数が膨大となり、人間は運用不可能 (p.90)
 ・ 記号が適用できる世界が「閉ざされた」ものとなる。(p.92)

「記号内容」——「意味」か「指示物」か pp.88-92

記号内容としての「**意味**」とは？

「記号表現が適用されるために 指示物が満たしているべき条件」 (p.88)

(記号表現) 「子ども」

・ 普通名詞的
 ・ 適用条件: 年齢が低い人

(記号内容 = 「指示物」として)

・ 年齢が低い人 たち
 ・ 年齢が高い人とは違う人たち
 ・ 「同じ価値」を共有するもの

・ 「普通」の 記号表現としてのモデル (p.91, 93)
 ・ 多くの場合は、一つの記号の適用は 同じ価値を有する一連の対象 (指示物) に適用 (p.91)
 ・ 記号が適用できる世界が「開いた」ものとなる (p.93)
 ・ 新しい対象でも、「意味」の規定にあっていれば適用が可能である (p.92)

「意味」と「指示物」のダイナミックス, pp.98-101

【復習】「意味論」的规定での「指示物」や「意味」とは？

「『意味論』的な規定」= 「『記号内容』の規定」 (c.f. 91)

「一つの記号の適用は一個の特定の対象 (指示物) にだけ限られるのではなくて 同じ価値を有しているとされる一連の対象 (指示物) に適用されるように 記号内容が規定されているのが普通である。その差異の『同じ価値』という 点の規定が『意味』である。、、、【意味とは】『その記号 (表現) が適用 されるために対象が満たしているべき条件』と捉えることもできよう」 (91)

「統辞規則と創造性」 pp.133 - 134

【固有なる意味論・統辞論的コードは「虚の世界」を創る】

・ 「意味論」的规定は「**虚の世界**」を創り出す

・ さらに「意味論」+「統辞論」的规定とならば、「**虚の世界**」を創り出す力がますます強い。

「表示義」(「モノ的」)のレベルから「共示義」(「コト的」)のレベルへ。さらに、「共示義」がさらなる「共示義」のレベルへ。このように「虚の世界」が作り出される (133)。(池上, 132)

「表示義」と「共示義」 pp.120 - 123

「共示義」は「表示義」よりも高次のレベルでの意味作用。Love の語によって伝わる〈愛〉とは同じではない。(pp.121 - 122)

※ carmen ?

共示義 コノテーション	rose 記号表現 = シニフィアン	←→	愛 (+ 薔薇) 記号内容 = シニフィエ
表示義 デノテーション	rose 記号表現 = シニフィアン	←→	薔薇 記号内容 = シニフィエ

「表示義」は 文字通りの意味作用

画像: www.clipartbest.com/